

安曇野図柄入りナンバープレートデザイン募集要項

1. 趣旨

安曇野市、生坂村、池田町、松川村の4市町村では、地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた協議会を立ち上げ、「安曇野ナンバー」導入を進めています。

令和5年7月には、国より新たな地域名表示として「安曇野」の追加が決定される予定であることから、ナンバープレートのデザイン案を募集します。

2. デザイン案の募集期間

令和5年6月20日（火）から令和5年7月31日（月） 17時15分まで（必着）

※持参の場合は平日の8時30分から17時15分の間、受け付けます。

3. 応募方法

(1) 応募資格：日本在住の方（個人、事業者、団体を問いません）とし、国籍・年齢・経験・受賞歴の有無等は問いません。また、複数の応募も可能です。

(2) 作成様式等：国土交通省が策定した「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」及び「図柄入りナンバープレートデータ作成について」を参考に、指定様式（応募用紙またはイラストレーター形式）で作成してください。

4. 提出物

(1) 安曇野図柄入りナンバープレートデザイン応募申請書

(2) デザイン案（イラストレーターデータ又は応募用紙）

※応募者が未成年の場合は、法定代理人による安曇野図柄入りナンバープレートデザイン応募申請に係る同意書の提出が必要です。

5. デザイン案

デザイン案は、安曇野市、生坂村、池田町、松川村、各市町村の特色をそれぞれ1つ以上取り入れたもの、（特色の例 ○安曇野市：北アルプスの麓、わさび 等、○生坂村：ぶどう、パラグライダー 等、○池田町：てるてる坊主、ハーブ 等、○松川村：レンゲツツジ、屋敷林 等）又は安曇野地域の特色を表しているもので、いずれも地域振興・観光振興に資するものとし、次の条件をすべて満たすものとします。

①政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないこと。（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するもの、その他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く住民の理解を得られるようなものは除く。）

②特定の企業の営利活動を目的とするものでないこと。

③個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないこと。

- ④国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないこと。
- ⑤特定の人物をモチーフとするものでないこと。(ただし、住民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。)
- ⑥他者の権利(商標登録など)を侵すおそれがあるものでないこと。
- ⑦公序良俗に反するおそれがあるものでないこと。
- ⑧ナンバープレートの公的な性格にふさわしいものであること。
- ⑨応募者が特定できる情報が入っていないものであること。
- ⑩国土交通省が策定した「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」を踏まえナンバープレートに印字される文字や数字と重なる部分に濃い色の使用を控える等により、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されたものであること。

6. 提出方法

以下のいずれかの方法で提出をお願いします。

①電子データを指定サイトから提出する場合

ながの電子申請サービスを活用し、以下のサイトから提出をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/city-azumino-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=33325

②電子データを郵送で提出する場合

応募申請書に必要な項目を入力した上で、CD-R又はDVD-Rを用いた郵送による電子ファイルの提出を受付けます。ただし、その場合の郵送費等の費用は応募者の負担となります。

郵送の際の宛先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野ナンバー推進協議会事務局 安曇野市役所 政策部 政策経営課 行

③応募用紙で提出する場合

応募用紙に必要な事項を記入していただき、上記へ郵送していただくか、各市町村の担当窓口へお持ちください。

7. 選考方法と採用デザイン

①1次審査

安曇野ナンバー推進協議会が、デザイン案を**3作品程度**に決定します。(応募頂いたデザイン案は、必要に応じて補作・修正する場合があります。)

②最終審査

①で決定されたデザイン案について、住民や自動車ユーザーを対象とする意向調査(以下「意向調査」という。)を行います。その結果を踏まえて、安曇野ナンバー推進協議会が国への申請するデザイン(以下、「採用デザイン」という。)を

決定します。(採用デザインを決定するにあたり、必要に応じて補作・修正する場合があります。)

○注意事項)

※1) 1次審査、最終審査ともに、応募作品が一定の水準にない時などは、この中からの選定を行わない場合があります。

※2) 意向調査で最も票を得た作品が採用デザインとならない場合もあります。

※3) 採用デザインとして選出されたものが、国土交通省の審査の結果、視認性等の関係からナンバープレートに用いられないことになった場合、審査・選考の結果を踏まえて別のデザイン案を候補とします。

8. 意向調査

意向調査の方法は、ながの電子申請サービス又は各自治体の担当窓口での投票とします。(投票期日等、詳細は別にて発表します。)

9. 選考結果発表

採用デザインは、令和5年11月頃に各自治体ホームページ及び広報誌にてお知らせするほか、図柄として採用されたデザインの応募者には直接連絡することとし、個別のお問い合わせには応じかねます。

10. 賞金等

図柄として採用されたデザインの応募者には、賞金10万円を贈呈します。また、1次審査を通過したデザイン案の作成者には、安曇野地域の特産品を贈呈します。(デザインを採用する過程で、複数の応募者によるデザインがそれぞれ採用された場合、賞金は採用者数で案分されます。)

11. 応募にあたっての留意事項

以下の①～⑤の事項について同意した上で応募してください。本募集要項に記載された条件等を満たさない応募については、審査対象外となりますのでご注意ください。

①個人情報の取り扱いについて

- ・応募者の個人情報については、応募や選考に関するご連絡その他審査事務に必要な範囲のみで使用します。また、審査事務に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。

②モノトーンの図柄について

- ・図柄入りナンバープレートは、フルカラーのものと、モノトーンのもの2種類を制作することになります。応募されたデザイン案を元にモノトーンの図柄を制

作することになりますが、この場合、採用デザインの応募者に対しモノトーンの図柄について、調整を依頼する場合があります。

③デザイン案の補作・修正について

- ・デザイン案について、必要に応じて補作・修正する場合があります。また、採用デザインの応募者に修正を依頼する場合があります。
- ・応募用紙で提出されたデザイン案が1次審査を通過した場合は、事務局でデザインをデータ化します。(イラストレーター形式とします。) その際、デザイン案の補作・修正する場合があります。イラストレーター形式への変更にあたり応募者への確認等を行う場合があります。

④デザイン案その他の知的財産権等について

- ・デザイン案は、未発表でかつ著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)その他第三者の権利を侵害しないものに限り、採用前にデザイン案を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。
- ・デザイン案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をしていることが判明した場合は、応募を無効とすることがあります。
- ・デザイン案に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、特許出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ・採用デザインの決定にあたり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
- ・採用デザインに関し、発表後に著作権侵害等の問題が判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- ・デザイン案の応募者は、デザインに関する著作権、二次的使用権、その他これらに準ずる一切の権利を、4市町村に無償で譲渡するものとします。なお、デザイン案の応募者は、4市町村及びこれらの指定する者に対し、著作者人格権、その他これに準ずる一切の権利を行使しないものとします。
- ・採用デザインの決定にあたり、採用デザインに関する著作権、二次的使用権、その他一切の権利の譲渡に係る所要の手続きをとる場合があります。
- ・応募したすべてのデザイン案について、安曇野ナンバー推進協議会は、広報・記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償でこれを使用できるものとします。

⑤その他

- ・応募の手続きは日本語でお願いします。
- ・採用デザインの応募者には、図柄入りナンバープレートの広報活動等への協力を

お願いすることがあります。

- ・応募に要する費用はすべて応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても責任を負いません。
- ・提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、安曇野ナンバー推進協議会は、ご提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いませんので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは各自でご対応ください。
- ・募集要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本の国内法に準拠し、日本の国内法に従って解釈されるものとします。募集要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、長野地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- ・未成年者等の方が応募したデザイン案の応募には、著作権等の権利譲渡等に関して親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ・募集要項に記載された事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、安曇野ナンバー推進協議会の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。
- ・現在、「安曇野ナンバー」導入について、国において審査中です。導入が認められなかった場合は本事業が中止となりますので、ご注意ください。なお、本事業が中止になった場合であっても、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。

12. 問い合わせ先

安曇野ナンバー推進協議会 事務局（安曇野市役所 政策部 政策経営課）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

Tel:0263-71-2401

メールアドレス：seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp